## 大阪歯科大学における公的研究費の使用に関する行動規範

2022年2月24日制定

この行動規範は、学校法人大阪歯科大学(以下「本学」という)において公的研究費を執行する上で、本学の教職員及びその他公的研究費等の運営・管理に関わる全ての者(以下「構成員」という。)が遵守すべき事項を定めるものである。

- 1. 構成員は、公的研究費の執行にあたって、関係法令、配分機関が定めるルール及び学内規程等を遵守しなければならない。
- 2. 構成員は、公的研究費が国民の税金を原資とするものであることを認識し、公正かつ効率的に 執行するとともに、使用についての説明責任を果たさなければならない。
- 3. 構成員は、公的研究費の執行にあたって、取引業者・研究協力者等との関係において疑念や 不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- 4. 構成員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の適正な執行にあたらねばならない。
- 5. 構成員は、公的研究費に関わる学内外の研修会等に積極的に参加し、関係法令、配分機関が定めるルール及び諸規程等の理解に努めなければならない。
- 6. 構成員は、公的研究費の不正使用又はその恐れがあることを知った場合は、速やかに申立て窓口等に通報しなければならない。
- 7. 構成員は、公的研究費の適正な執行を確保するため、実効性ある適切な管理・監査体制の整備に努めなければならない。
- 8. 構成員は、本学が定める諸規程及びその他関連する法令等に違反し、結果的に不正を招いた場合は、本学や配分機関の処分及び法的な責任を負担しなければならない。

以上